

独立行政法人労働政策研究・研修機構 業務方法書 新旧対照表

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">独立行政法人労働政策研究・研修機構 業務方法書</p> <p>目次 (略) 第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。（以下「通則法」という。）第28条第1項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第151号）<u>第1条</u>の規定に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(契約の特例) 第25条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）を実施するため機構の締結する契約のうち<u>当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人労働政策研究・研修機構 業務方法書</p> <p>目次 (略) 第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。（以下「通則法」という。）第28条第1項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第151号）<u>第1条の2</u>の規定に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(契約の特例) 第25条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、<u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）、その他の国際約束を実施するため機構の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。</u></p> <p>(略)</p>

附則 (略)

(新設)

附則 (略)

附則

(施行期日)

この業務方法書は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、第25条の変更は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。